

平成 31 年度 公立大学法人宮崎県立看護大学 年度計画

※ 丸番号 (①、②など) は中期計画の同じ番号に対応

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

ア 学部

①-1 体系的な教育課程について効果的にガイダンスを行うとともに、教務委員会※を中心に分野・領域間の連携を推進し、到達目標、教育内容を検討し、教育課程の充実を図る。

※ 教務委員会・・・普遍科目、専門基礎科目及び専門科目の各分野から学長が指名した教員等で組織される委員会、教育課程の編成についての基本事項に関することを所掌する。

①-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力と科学的・論理的思考及びその表現を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行うとともに、教育改善に繋がる学生・教員による授業評価を行う。

①-3 教養教育と専門教育の連動性を確認するとともに、現行カリキュラムの評価を適切に行い、2021 年度開始予定の新カリキュラム（法改正に伴う）に向けた準備を行う。

② 学生が入学当初から将来に展望をもって主体的に学修できるように、各学年へのキャリア教育と支援について整理するとともに、教務委員会、学生委員会*及び就職対策委員会等学内委員会の連携を強化する。

※ 学生委員会・・・学生の福利厚生や課外活動に関することを所掌する。

③ 卒業研究ルーブリック※の本格導入を行うとともに、他科目についてもルーブリック評価を適切に実施していく。また、学生の学習意欲や思考力、判断力、主体性等が高まるような授業改善を行うため、成績評価の、評価規準・評価基準を明確にする。

※ ルーブリック・・・レベルの目安を数段階に分けて記述して、達成度を判断する基準を示すもの。

④-1 「健康支援演習」「ボランティア活動」等の履修を促進し、地域貢献活動参加、医療機関や行政機関等と協働・連携を強化することにより、地域の健康課題解決に向けた実践的教育を行う。

④-2 保健師課程では、地域の健康課題解決に取り組む実践的教育を推進するとともに、今後の教育の方向性を明確にしたうえで、新課程開設に向けた準備を行う。

イ 大学院

①-1 教員による授業評価及び学生による授業評価を全教員で引き続き共有し、教員が教育内容・方法の改善に活用する。

①-2 2020 年度以降の大学院の募集に関して検討し（リーフレット及びポスター）、カリキュラムを含め、募集要項の見直しを行う。

ウ 別科

① 教員による授業評価及び学生による授業評価を全教員で引き続き共有し、教員が教育内容・方法の改善に活用する。分娩介助実習評価表より、継続的な教育課程の評価・見直しを行う。

② 前期実習は宮崎県内 4 ヲ所の基幹病院、後期実習は、1 次診療所・病院・助産院・市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療強化の重要性を学び、

県内就職への動機づけを行う。

(2) 学生の確保

ア 学部

- ①-1 本学のアドミッション・ポリシー*について、「キャンパスガイドブック」「看護大学からこんにちは」などの大学案内や学外ホームページを通して周知する。また、オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
※ アドミッション・ポリシー・・・大学の入学者受け入れ方針のことで、自校の特色や教育理念などに基づき、どのような学生像を求めるかをまとめたもの。
- ①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を高めるため、高校訪問及び模擬講義・進学説明会に積極的に取り組む。
- ②-1 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しを継続する。
- ②-2 文部科学省が進める一連の大学入学者選抜改革に合わせた本学の入学者選抜方法について、引き続き検討を行う。
- ②-3 地域推薦入試について、入学者が受けている支援や1期生の就職状況等を整理し、地域推薦入試制度の見直しの検討を始める。

イ 大学院

- ① 大学案内やホームページの充実を図る。オープンキャンパスを実施し、入試情報を積極的に広報する。
- ②-1 「キャリアアップ」、「研究指導」及び「研究のリーダーシップ」に結び付く科目の設定について検討する。
- ②-2 オープンキャンパスの開催、大学案内及び学生募集要項の配布による広報活動を行う。
- ②-3 オープンキャンパス時等に公開講義を実施する。
- ③-1 学部生に対して、講義や卒業研究などを通して大学院について、もしくは研究に関しての説明を行う。
- ③-2 科目等履修制度に関してホームページだけでなく、大学案内にも掲載する。

ウ 別科

- ① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、2回のオープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
- ② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠を4名設け、特別入試を行う。
- ③ 学部の優秀な学生を確保するため、学内の推薦枠を3名設け、特別入試を行う。

(3) 教育の実施体制

- ① カリキュラム改編に伴う実施・運営を効果的に進めるため、教育組織を点検し教員の適正配置を行う。
- ②-1 質の高い教育・研究を進めるため、自己点検評価委員会の専門部会であるFD・SD*専門部会等において研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。
※ FD・SD専門部会・・・教職員の資質向上を図るため、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための）活動やSD（事務職員や技術職員などの職員が管理運営や教育・研究支援の資質向上のための）活動を支援することを所掌する。
- ②-2 カリキュラム改編を契機に、現行の学生及び教員による授業評価システムについて、授業内容・方法の適切な改善につながるシステムへと見直すための検討を行う。
- ③-1 自立した研修計画・実施・振り返りの学びを目的とした短期海外派遣奨学金プログラムを実施し、企画内容により最大2名の学生を派遣する。

- ③-2 学生が生活様式理解の幅を広げ、自己と他者の類似・相違について認識し、異文化間コミュニケーションの意欲を高めるため企画した短期海外研修プログラムのうち最大5件を催行する。
- ③-3 より多くの学生が異文化間交流を体験できるよう、短期留学生の受入を行い、学生交流の場を提供する。
- ④-1 図書館における閲覧席に関し利用者のニーズを把握し、ニーズに即した図書館の機能強化、学習環境の充実を図る。
- ④-2 文献検索データベースの利用研修の拡充に努め一層の活用を促すとともに、電子ジャーナルを導入するなど、学修及び研究環境の向上を図る。
- ④-3 教務委員会内の専門分野部会に推進チームを組織し、ICT を効果的に活用した教育の充実に向けた検討を行い、基本的な方向性を示す。
- ⑤ 前年度試行した教員評価システムについて、制度の見直しを行い修正したうえで、本格的に実施する。
- ⑥-1 前期課程及び後期課程において、領域を超えた研究計画の発表会を行い、多くの視点より助言が受けられる場を提供する。
- ⑥-2 指導力向上につながるFD研修会を実施、もしくは学外のFD研修に参加する。
- ⑥-3 修論発表会の公開を継続し学内外からの意見を研究指導にフィードバックする。

(4) 学生支援

ア 学部

- ①-1 学生アンケートを実施し、学生に必要な支援内容を検討し、実施につなげる。
- ①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制、支援のあり方の評価を行い、問題がある場合は修正する。
- ①-3 学生アンケート、保健室利用状況、外部カウンセラーからの情報を職員、保健室看護師及び外部カウンセラー間で共有し、学生の支援につなげる。
- ①-4 入学初年度学生に対し、大学生活への移行が円滑に行われるよう支援する。
- ①-5 学年を超えた学生同士のサポートシステムを用い、学生間の交流を行う。
- ②-1 新入生オリエンテーションを有意義に実施できるよう、上級生の計画・活動を支援する。
- ②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)に関わる必要な指導・支援を継続する。
- ②-3 学生の自主的活動の評価として、学生表彰について整備する。
- ③-1 平成2018年度の国家試験の結果を踏まえて、2018年度整備した看護師国家試験対策連携体制に基づき、国家試験対策を効果的に推進し、合格率100%を目指す。
- ③-2 国家試験模擬試験の分析結果を就職対策委員会と教務委員会が情報共有して得点を伸ばすための強化対策を行い、学生の個別得点推移を基に低得点の学生への指導強化を図る。
- ④-1 入学当初から卒業までのキャリア支援について整理するとともに、就職情報・相談室に県内外の就職情報を集約し、就職に関する支援を受けやすい環境を提供する。
- ④-2 学年顧問、就職対策委員と相談員等による就職対策についての相談及び助言を行う。
- ⑤-1 県内就職を促進するための県内医療機関等の情報提供(「県内医療機関合同就職説明会」)及び県内医療機関との意見交換会、就職関連の説明会、上級生や卒業生からの情報交換会、キャリア支援教育(「卒業生の看護実践を知る会」)の開催の他、試験・面接対策を行い、県内就職率の向上を目指す。

また、学生ニーズの高い急性期患者への看護実習ができる実習フィールドとして、新たに、宮崎大学病院救急救命センター等を看護実習施設に追加し、県内の様々な医療現場で実習を体験することにより、県内医療施設への就職に対する動機づけを高める。

- ⑤-2 就職相談員・教員によりUターンの相談に細やかに対応するとともに、同窓会や広報誌を活用し、情報提供等を積極的に行い、県内へのUターンを支援する。

イ 大学院

- ① 大学院生へのアンケート調査もしくは意見交換会を行い、学修上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。
- ② 研究集談会や学内開催の研修会を院生及び修了生に周知し、参加を促す。

ウ 別科

- ① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制をとり、個別相談・支援を行う。別科学生への学修上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。
- ② 学生による学外ボランティア活動が主体的に実施できるようにサポートを行う。
- ③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、模擬試験の結果から個別指導を行うとともに、国家試験対策のセミナーを開催する。助産師国家試験の合格率100%を目指す。
- ④ 助産師のキャリア開発に、助産師のクリニカルラダー（能力開発・評価システム）を活用し、能力向上への動機づけと教育サポートの基準にし、教育内容を充実する。
- ⑤-1 社会人推薦入試の学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、4名全員の再就職を促進する。
- ⑤-2 学生に対し県内産科医療機関（一次分娩施設）に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。
- ⑥ 新卒の県内就職者を対象に助産師のクリニカルラダー（新人）の指標を活用し、フォローアップ研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

- ① 地域の健康課題に関し、施設、行政機関職員との意見交換等により課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。また、外部機関と連携して共同研究等に取り組むための仕組みを検討する。
- ② 看護研究・研修センター主催の地域の課題に関する研修会に参加し、それぞれの専門分野で、研究に取り組む。
- ③-1 研究集談会を年4回以上開催する。
- ③-2 国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、研究の活性化を図る。
- ④-1 全教員が科学研究費助成事業等に申請する。
- ④-2 研究に関する研修会及び派遣支援に関して検討する。
- ⑤ 国際学会での発表数が増加するような支援の方法を検討する。
- ⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図るために、随時、投稿を受け付け、その都度査読を行うというシステムの周知を図り、その活用を促す。また、研究紀要への論文投稿について、輪番制の導入の検討を行う。さらに、研究紀要への各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。
- ⑥-2 学内において、リポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。

(2) 研究の実施体制

- ①-1 「重点研究・教育」助成事業及び若手奨励研究事業制度について、助成を受けた研究者や申請者からの意見を集め、制度の改善の検討を図る。

※ 「重点研究・教育」助成事業・・・本学において重点的かつ戦略的に取り組むべき研究及び教育を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事

業。

※ 若手奨励研究助成事業・・・若手教員の研究活性化及び学内の優れた教育・研究活動の推進等を図るため、若手教員を対象に、年度計画を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事業。

- ①-2 市町村や県の健康課題・地域課題を解決するための研究的取組については、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。
 - ② 若手教員の意見を幅広く集め、学内外講師による研修を企画し、研究の活性化を図る。
 - ③-1 本学の研究者が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。
 - ③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。また、改正した新様式による審査を実施する。
 - ④-1 ④-2 の科研費申請補助事業制度と連携し、科研費採択率向上に向けた申請支援を行う。
 - ④-2 科研費申請補助事業制度^{*}について、申請者や教員から幅広く意見を集め、制度の改善の検討をはじめめる。
- ※ 科研費申請補助制度・・・科学研究費助成事業等に採択されなかったものの、A評価とされた研究に関し、学内研究費を追加配分するなど重点的に支援する制度。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

- ① 地域貢献事業を通じた研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。
- ②-1 県・県立図書館と共催で「神話のふるさと県民大学」を開催する。また、本学が主催・共催する公開講座を2回以上開催する。
- ②-2 県民を対象とした「宮崎における子育て支援推進事業」「中山間地域における思春期健康支援事業」「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」「死産を経験した女性へのこころの支援事業」「高齢者のための介護予防運動の支援事業」を実施する。
- ②-3 専門性に応じて、県民を対象とした研修会講師として教員を派遣する。
- ③ 専門性に応じて、市町村の審議会や委員会の委員として教員を派遣する。
- ④-1 2年間の認定看護管理者教育課程の評価を行う。
- ④-2 感染管理認定看護師教育課程を再開し、円滑に運営するとともに、新たな認定看護師教育制度の情報を収集していく。
- ④-3 関係機関と協働して訪問看護師養成研修・新卒訪問看護師教育プログラムの実践、評価を行い、訪問看護の人材育成についての総括評価を行う。
- ④-4 看護職者を対象とした「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業」「精神科病院新人看護職への臨床実践力育成事業」「県内の助産師のネットワーク作りとキャリアアップをはかる事業」を実施する。

(2) 県の政策との連携

- ① 県政課題を踏まえた官学連携事業「ひむかへルスリサーチセミナー」「新人から中堅助産師のスキルアップ研修事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。
- ②-1 専門性に応じて、県の審議会・委員会等への委員として教員を派遣する。
- ②-2 県政課題の把握のため、県福祉保健部・県病院局との意見交換の場を設定し、課題を共有し、官学連携事業の可能性を検討する。

- ③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上に向けた支援を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。
- ①-2 教学、研究及び地域貢献並びに大学運営等にかかる意思決定及び企画立案に資する資料を作成するために、大学内部のデータを収集し、一元管理、分析する仕組みについて、IR専門部会において検討する。
- ② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。
- ③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。
- ④ 内部監査を適切に実施し、内部牽制機能の向上を図る。

2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置

- ① 教員選考規程に基づき、選考委員会を組織した上で基準を定め広く公募し、優秀な人材の獲得を行う。
- ② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。
- ③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。
- ④ 前年度試行した教員評価システムについて、制度の見直しを行い修正したうえで、本格的に実施する（再掲）。
- ⑤ 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 簡素化できる事務処理がないか、継続的に点検し、必要な見直しを図ることで事務処理に要する時間とコストを削減する。
- ② 学内で必要とされる業務ニーズに対応するため、必要に応じて事務組織を見直す。
- ③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置

- ① なし（授業料規程は整備済）
- ② 学生納付金に関し、学生及び保護者への引落日の周知を行うとともに、引落不能時の連絡を適切に行うなど滞納防止に取り組む。
- ③ 科学研究費助成事業の申請方法の内部研修を行う等事務的サポートを行う。
- ④ 科学研究費助成事業等の申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。

2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- ① 定期的に学生・教職員に電気使用料の状況等を一斉メールにより周知し、省エネを呼びかける。
- ② 電気需給契約について、契約業者を入札により決定することにより契約単価の見直しを行う。また、維持管理経費の節減について、照明のLED化を推進する。

3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

- ①-1 施設・設備等の状態を常に把握し、適切に維持管理するため、定期的に保守点検等を実施する。
- ①-2 2020年度の学内システム更新に向け、クラウド化を含めた新学内情報システム

のあり方について検討する。

- ② 講義室等の教室については、休業中の講義に支障が無い時期に公共利用等に貸し出す。
- ③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

- ① 年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施した上で、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受ける。
- ② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。また、2020年度の中期目標の中間評価に向け、前回の認証評価において改善を要する点とされた事項の改善状況の確認を行う。
- ③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、積極的に情報発信を行う。
- ②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを策定し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。
- ②-2 誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」の構築を順次行う。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 避難訓練、犯罪被害予防講習会及び交通安全教室を実施し、危機管理に関する啓発を行う。
- ①-2 大規模災害に対応した危機管理マニュアルの整備について検討する。
- ② 働き方改革に対応するため、年次休暇の計画的な取得を働きかけるなど、労働環境の改善に取り組む。
- ③ 職員を対象としたセキュリティ研修を実施する。また、学生に対するセキュリティ研修について検討する。

2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。
- ② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学生に周知する。ハラスメント相談員については、若手の教員を加えるとともに、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、学生が相談しやすい体制とする。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。

第6 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要なとなる対策費として借り入れることを想定する。

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善及び地域貢献の取組強化に充てる。

第11 公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成29年宮崎県規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

ただし、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 積立金の使途

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし